

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協議委員会（協議委設置関係）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 対沖縄援助, ケネディ大統領, 対沖縄支援に関する日米協定案, 交換公文 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694

ト
ー
キ
ン
グ
。
パ
ー
パ
ー
。
(
高
裁
)
(

極
秘
まで

要存 部

文書課長 (分類)

大臣	主管	起案者	電話番号 408
政務次官	アジア局長	起案 昭和 37年 9月 10日	
事務次官	ト部参事官	決裁 昭和 年 月 日	
外務事務官 12.1962	主任 総務参事官		
官房長	北東アジア課長		
総務参事官			

アメリカ局長 条約局長 賠償部長

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名 沖縄問題に関する日米協定についての talking paper に関する件

9月13日 外務大臣とライチャワ-米大使との間に、沖縄問題に関する日米

高裁案(甲) 注意 決裁後直ちに第一通を文書課へ回付すること 外務省 回覧番号

No.

協定が行われることとなつたことは、その際別紙 talking paper を大臣より米大使に手交するといふことと。

公債案(乙) 外務省 高裁案

極秘

部内
号

沖縄問題に関する日米協議についての 総務参事官
talking paper (Draft)

(7月13日 大平外務大臣-駐日米大使との会談)

1. 日本政府は去る6月15日より8月8日までの期間中、沖
縄調査団を派遣した。同調査団の滞在は短時目では
あったが、同一行に対しキャロウェイ高等弁務官より
示された多大の協力により、所期の目的をおおむね達
成することが出来た。

調査団は、高等弁務官によって示された米政府

が琉球政府と協議して立案中の沖縄援助

5ヶ年計画の構想および現地当局その他より聴取

し、収集した資料を検討した結果、今後の日米協

別添の「summary」は同報告書に基いて作成された

議の円滑なる進捗に資するため、沖縄に

おける経済開発および民生向上の方面に関する日

本政府の理解を、米側関係当局の検討をわづらわす

ために提示する。

2. 日本政府の沖縄に対する援助の具体的施策にお

に所要金額に関する提案(米側から提示された

この項目を含む)については、とりあえず関係有に

おいて検討を進めている。しかしながら、米國

政府より長期計画ないし明年度計画に関する

具体的提案を受けるとは、上記日本側 具体的

提案を finalize することは困難である

もの考えの

(基礎的基盤)

3. 作業の進め方

政府と(2)は 明年度予算案作成 ~~した~~ (finalize)

する)を急ぐ必要がある。よって上記の案

提案は9月中旬にわが方に提示されるよう配慮

をわすらしたいと考えている。

(日本政府が琉球政府に ~~提供~~ ^{交付})

3. 日本国民は納税者としての立場より (援助が)

効果的に達成せられることに深い関心を有して

よって 援助の執行については 援助物品および

(1)

金員の交付の目的に従って適正に使用され、かつ

援助の効果を確認できるよう措置 ^(適切な) ~~が~~ ^が ~~講~~ ^{せられる} ~~と~~ ^も ~~も~~ ^も

会計検査をも行ない得ること ~~を~~ ^望 ~~む~~ ^む ~~こと~~ ^を ~~望~~ ^む ~~こと~~ ^を

(2) また、日本政府は、琉球政府の行政能力を

(琉球政府が希望した)

向上させる必要があると考えるので、米国政府と同

意を得られるならば、従来以上に琉球政府の

本土研修員を受け入れ、かつ、現地に日本人通称

者と琉球政府職員または顧問として派遣する

用意がある。

4. ^{3.5.1} 日米両国政府間で合意が成立した計画の

実施に遺憾なきを期するため、その連絡協議

機関として、日米琉球協会(仮称)を設置

する必要があると考える。

5. なお、上記援助問題と明確に区別するべ

(今後適当な時期に)

き自治権拡大の問題に關しても若干の提案を

秘

調査団の調査結果によれば
沖縄における経済開発及び
民生安定のため今後次のよ
うな点についての施策が一
層充実されることが望まし
い。

A 項目

一 共通部門

- 1 各分野において専門的技術、智識、経験を向上させる措置を講ずる必要があること。
- 2 政府関係職員に対し全面的な退職年金制度の実施を図ること。

二 教育部門

- 1 学校施設等の整備を強化すること。
- 2 学校の設備、教材及び経常的教育費を充実すること。
- 3 教員の資質の向上を図ること。
- 4 大学及び高等学校の内容の充実を図ること。
- 5 教育の機会均等を促進すること。

三 厚生部門

- 1 厚生関係専門家を充実すること。
- 2 厚生関係諸施設を整備拡充すること。
- 3 疾病予防対策を強化すること。

- 4 福祉三法の実施内容の改善を図ること。
- 5 医療保険の実施を図ること。

四 農林水産部門

- 1 成長部門を明確にし、施策の重点化を図ること。
- 2 試験研究機関を整備し、模範農場を更に強化すること。
- 3 技術者の資質向上を図ること。
- 4 土地改良事業等土地基盤整備の推進を図ること。
- 5 パイロット郡等設置等により農業生産の振興を図ること。
- 6 家畜の増殖、家畜衛生の強化等畜産振興施策の充実を図ること。
- 7 農林漁業金融の拡充を図ること。
- 8 沖合及び遠洋漁業の振興のため漁港整備等の施策を強化すること。
- 9 造林事業及び保安林整備等森林開発の推進を図ること。

10 治山及び耕地護岸に関する施策を強化すること。

五 通商産業部内

- 1 技術指導体制を強化すること。
- 2 中小企業金融の強化拡充を図ること。
- 3 工業立地条件の改善を図ること。

六 運輸交通部内

- 1 港湾施設の整備を図ること。
- 2 航路標識の整備を図ること。
- 3 運搬船の整備・充実を図ること。
- 4 気象観測所の整備を図ること。

七 建設部内

- 1 道路施策の充実化を図ること。
- 2 治山、治水及び海岸護岸を総合的且つ効果的に実施すること。
- 3 都市計画を促進すること。
- 4 住宅及び宅地の供給を図ること。

5 土地調査を促進すること。

6 建設行政機構の強化を図ること。

7 公共施設の管理区分を明確にすること。

ハ 北方行財政部内

1 市町村行財政を充実すること。

B 各部門の施策要旨

一 共通部門

1 各分野において、専門的技術、知識を向上する措置を講ずる必要があること。

沖縄の各分野において専門的技術、知識、経験に不足する点が少ない。今後沖縄の振興をはかるうえでこれは障害となるから、極力改善につとめる必要がある。琉球政府のみならず、市町村、協同組合、金融機関等各面の人材を、文化、制度等が同一である日本に派遣して研修し、日本からも専門家や顧問等として招致することが望ましい。

2 政府関係職員に対し全面的な退職年金制度の実施を図ること。
政府公務員、公立学校教職員及び公社等の職員を対象とした公務員退職年金制度を全面的に実施して良質の公務員を確保する方途を講ずる必要があること。

二 教育部門

1 学校施設等の整備を強化すること。

学校校舎は不燃性建築によりよく整備されているが、生徒急増による教室の整備を急速に行なうこと。

もに、昏黙に近い理科等の特別教室および屋内運動場の充実を図ること。

また、図書館、博物館等の社会教育施設の整備を行なうこと。

2 学校の設備、教材および経常的教育費を充実すること。

専業教育設備の充足と併行して理科その他一般教科の教育設備、教材の不足（現状は必要基準の15.6%）を速かに解消するとともに経常的教育費を充実して父兄負担（総教育費の28%）の軽減を図ること。

3 教員資質の向上を図ること

教員の指導力の向上を図るため、指導主事の充実等指導機構を整備するとともに、各種研修、現職教育を強化すること。また、良質の教員を確保するため待遇改善等の方途を講ずること。

4. 大学および高等学校の内容の充実を図ること。

大学の教員組織、図書、機械器具等、その内容を充実するとともに、高等学校の職業教育の推進を図り、その水準の向上に努めること。また、育英、国費学生制度を拡充して優秀な人材の養成を促進すること。

5. 教育の機会均等を促進すること。

肢体不自由児養護学校の設置および精神薄弱児、特殊学級の計画的増設を促進するとともに、貧困児童生徒の就学奨励の強化、へき地における教育諸条件の改善充実を図ること。

6. その他

幼児教育、私立学校教育の振興を図るとともに、保健体育の推進を図ること。また優秀な文化財を速かに復旧、修理すること。

三 厚生部内

1. 厚生関係専門家充実すること。

医師、歯科医師を中心とする厚生関係専門家の充実をはかるため、専門家の本土における養成、本土又は現地における研修、本土からの専門家の招致等の施策を強化すること。

2. 厚生関係諸施設を整備拡充すること。

結核、精神病床の増床、閉鎖性一般病院設置、精神児(者)収容施設、乳児院、養護施設、保育所、身障者更生施設、養老院等の社会福祉及び児童福祉の施設の整備を行なうとともにへき地対策として、保健所及び福祉事務所の機動力の充実及び診療所の設置等の対策を講ずること。

3. 疾病予防対策を強化すること。

日本脳炎、フィラリヤ、小児麻痺、らひ、結核、精神病、性病等の疾病について、その予防対策を強化すること。

4. 福祉三法の実施内容の改善を図ること。
 生活保護、身体障害者福祉及び児童福祉のいわゆる福祉三法の実質的な行政内容の改善充実をはかること。

5. 医療保険の実施を図ること。
 住民生活に対する医療費の重圧が食困の最大の要因となっている実状に鑑み、医療保険を実施する必要がある。実施方法は保険者は琉球政府一本、対象は原則として全住民、給付は現物給付及び療養費払いの併用により五割給付とし、費用は所得に依り適正な保険料のほか公費負担及び被用者については事業主負担を考慮することが適当である。このため先ず早急に保険医療、保険救理専門家によって実施の具体的計画を樹立することが肝要であること。

四 農林水産部門

1. 成長部門を明確にし、施策の重点化を図ること。
 沖縄経済において農業生産および畜産振興の占める位置は極めて大であると考えられるが、その施策は成長部門を明確にし、極力重点的に行われる必要がある。差し当りは甘藷生産と結んば養豚等の畜産、甘蔗生産、水稻生産等が主要な部門であると考えられる。

2. 試験研究機関を整備し模範農場を更に強化すること。

イ. 沖縄における農業生産力の向上のためにはオノに試験研究機関の強化が必要でありその施設、実験器材等の充足をはかるとともに、研究者の水準向上のための技術援助による研修、教育訓練が必要であること。

ロ. 現在設置運営の行われている模範農場はその成果をおさめつつあり、こんど更に強化さるべきであること。

3. 技術者の資質の向上を図ること。

試験研究分野の強化とともに農業者への技術普及が必要となるが、この分野においては本土普及指導事業との関連を密にする事によって普及員等技術指導者の資質の向上が必要であること。

4. 土地改良事業等土地基盤整備の推進を図ること。
 沖縄における土地基盤整備は極めて遅れており、水資源確保及びその効率的利用が農業生産力強化のためには緊要な問題である。そのため用排水施設、溜池、農道等の整備が必要であること。なお、本事業推進のためには、資本の投下と共に技術陣の強化が必要であること。

5. パイロット部落等の設置等により農業生産の振興を図ること。
 農業生産行政においては種苗および病虫害に關する施策とともに本土において行われているごとく地域農業振興の拠点としてのパイロット部落等の設置により

農業生産の振興をはかることは有効であること。

6. 家畜の増殖、家畜衛生の強化等畜産振興施策の充実を図ること。

畜産部門については、沖縄において、こんど成長の期待される豚及び肉用牛等に重点が指向されるべきであり、このための家畜増殖及び試験研究の強化、種畜導入の拡充、生産諸施設の整備、流通加工対策等の拡充等が必要であること。また同時に家畜衛生においても並行的に施設、設備の強化も必要であること。

7. 農林漁業金融の拡充を図ること。

農林漁業融資の拡充の必要性は極めて大であると考えられるが、その重点的融資の方式および融資条件についてさらに検討を加え、特別会計による制度融資の一層の活用等を図るべきであること。

8. 沖合及び遠洋漁業の振興のため漁港整備等の施策を強化すること。

沖繩におけるこんごの水産振興のためには、比較的沿岸漁業資源に思まれている沖繩の実情からみて、沖合及び遠洋漁業への発展を図るべきであること。このため、まず、これら漁業の発展の隘路となっている不完全な漁港施設の整備を速かになすとともに、非能率な現在の老朽漁船を速かに適正船型へ移行せしめ、同時に近代的漁撈技術の導入普及を図ることが必要であること。

なお、調査、研究部門の強化を図り、更に魚礁造成等による沿岸資源の利用増進を図ること。

9. 造林事業及び保安林整備等森林開発の推進を図ること。

沖繩における森林資源の荒廃は早急にその対策が立てられるべきであり、そのためには官有林、民有林を問わず造林事業は推進されるべきであり、

そのための樹苗生産のための施策等が講ぜられる必要があること。

また、沖繩の台風等による災害を極力減少するために保安林整備、農地防風林整備、山地荒廃復旧等の強化が必要であること。

10. 治山及び耕地護岸に関する施策を強化すること。

沖繩の地形的特性および台風等による気象災害等を考慮し治山および耕地護岸には重きが指向されるべきであること。

五. 通商産業部門

1. 技術指導体制を強化すること。

沖繩における一般的な技術水準の低位なることが企業の生産性、経営合理化の阻害要因となっている現状に鑑み、これを打開し工業の振興を図る

166
ために技術指導機関を拡充整備するとともに技術指導要員の養成を行うことが必要であること。

2. 中小企業金融の強化拡充を図ること。

沖縄の中小企業の金融機関に対する借入資金依存度は極めて高いにも拘らず、中小企業の特質上借入困難な事情にあり、一面政府金融機関の資金量も不十分のため、需要を充し得ない現状に鑑み、この際先ず政府金融機関の資金量の拡充により、中小企業金融の円滑化を図る必要があること。

3. 工業立地条件の改善を図ること。

沖縄における電力料金の割高、工業用水の不足に基因する工業振興の困難なる事情に鑑み、この際各種工業立地条件の改善、整備を図ることが必要であること。

167
六. 運輸交通部門

1. 港湾施設の整備を図ること。

離島の集合体である沖縄の海上交通を促進し、安全性を一層向上するため、次のように港湾を整備する必要があること。

イ. 島内定期航路用船舶が接岸しうるよう港湾の整備を促進すること。

ロ. 外国航路の主要港湾である那覇・泊両港の機能面の向上を図ること。

2. 航路標識の整備を図ること。

内外船舶の航行安全を図るため航路標識を整備し、特にその質的向上を図る必要があること。

3. 運搬船の整備・充実に図ること。

沖縄における運搬船(貨客船)は、群島並びに離島間の交通にとって不可欠のものであり、その整備特に

質的充実を図る必要があること。

また、将来計画の策定とその実施にあたっては、港湾整備、産業開発、民生向上の実情をも十分勘案する

必要があること。

4. 気象観測所の整備を図ること。

沖縄における高層気象観測その他の気象観測は、沖縄にとつてのみならず、極めて重要であるので一層整備を図ることが必要であること。

5. その他

港湾及び航路標識の整備並びに気象観測の精度の維持について、技術向上を図ることが肝要であること。

七. 建設部門

1. 道路施策の重点化を図ること。

沖縄の陸上交通はバスが唯一の交通機関である特殊

性に鑑み道路の舗装整備と後進地域開発の基礎となる幹線道路の新設改良並びに橋梁の永久化工事に重点を置く必要があること。

2. 治水及び海岸護岸を総合的かつ効果的に実施すること。

治水事業及び海岸護岸事業は国土保全及び産業開発の基盤として、総合的かつ効果的に実施する必要がある。また、海岸護岸は経済効果を考慮して重点的に実施すること。

3. 都市計画を促進すること。

都市に対する人口集中の傾向が著しく且つ市街地の膨張発展が極めて無統制、無計画であるので衛生、保安上は勿論、産業開発の上からも急速に整備する必要があること。

事業の重点は街路の改良舗装、排水施設の整備にあるが、就中那覇市及びコザ市の下水道の整備は緊急と

要すること。なお、不良住宅の改良と相俟って密集市街地の再開発も早急に検討する必要があること。

4. 住宅及び宅地の供給を図ること。

住宅不足は、本土に比べて3〜4倍の苛烈さであるが現在、低所得あるいは資産のない階層に対する住宅対策はないので、公営住宅を早急に建設する必要があること。

また、所要の枚割を設けて、土地付分譲住宅及び分譲宅地を供給する必要があること。

5. 土地調査を促進すること。

今次大戦で法的境界、土地台帳等総て消失したため土地の所有権の基本となる台帳の整備は急務となっているので、引続き基本測量及び地籍調査を行う必要があること。

6. 建設行政機構の強化を図ること。

行政機構の脆弱なことは全体に共通する問題であるが調査、計画、施行、管理の一連の体制の整備が急務であること。

7. 公共施設の管理区分を明確にすること。

公共施設の管理区分が明確でないものがあるので、明確にすること。殊に河川、護岸関係は早急に法制並びに制度の確立を要すること。

八 地方行財政部門

1. 市町村行財政を充実すること。

琉球政府の財政も充分でないが沖縄の市町村財政も本土に比して劣っているところが多くあるので、これを充実させる必要があること。そのため琉球政府からの市町村交付税の充実、市町村への補助金の補助率を引上げる等の措置をとることが望ましいこと。